

「新型コロナウイルス感染症対策支援資金」について

沼津信用金庫では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人・個人事業主の方を対象として令和3年3月31日まで緊急支援資金の取扱いを実施しておりますが、感染症の収束の目途がみえない現下の状況に鑑みて、令和4年3月31日まで取扱期間を延長し地域の皆様を引き続き支援してまいります。

記

1.融資対象者	当金庫の営業地区内で事業を営む法人または個人事業者 新型コロナウイルス感染症により、直接的または間接的な経済的影響（売上減少等）を受けている法人または個人事業者
2.資金使途	企業経営の維持に必要な運転資金 （新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済混乱の影響を間接的に受けている場合も含む）
3.融資形式	証書貸付
4.融資金額	3,000万円以内（1万円単位）
5.融資期間	10年以内（1年以内の据置可）
6.融資利率	当金庫所定の利率
7.返済方法	元金均等返済
8.担保・保証人	当金庫所定の方法によりますので窓口までご相談ください。
9.取扱期間	令和2年2月13日(木)～令和4年3月31日(木)
10.ご相談窓口	最寄りの沼津信用金庫本支店、相談センター

*当金庫の審査基準により審査させていただきます。

審査の結果によりご希望に添えかねる場合があります。あらかじめご了承ください。

*現在お借入れいただいているご融資の返済額軽減または据置についても、個別に相談を受付けしております。

以上